

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻103号 ~~86/11~~ <1部100円> 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659-0001 芦屋市剣谷9-1 市芦分会気付 0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650-0022 神戸市中央区元町通5-3-16 テーラービル3F

大阪高裁控訴審で市教委主張変更 「四〜五年で帰すつもりだった」？!

明けておめでと〜いございます。本年もよろしく願っています。
去る一月二日、大阪高裁で第二回の控訴審が開かれました。
これは裁判長が芦屋市教委に対して準備書面の追加を一月一三日までに提出するようにきつく督促した上で決めた日程通り開かれたものでした。

芦屋市教委側は控訴審前日に「人事交流により市芦高校へ復帰を予定していたが、阪神淡路大震災により復帰が遅れた」との追加書面を出してきました。公平審や原審で一言も主張してこなかった「復帰予定」を取り繕い、あろう事か地震のせいにして不当労働行為を誤魔化そうという破廉恥極まりない主張です。強制配転処分による学校からの排除をひたすら追求してきた市教委が、考えてもいなかった「市芦高校への復帰」を持ち出さざるを得ないほど一審判決の重みは大きいのです。追いつめられたとはいえ、就任二年で、何の証言能力もない現管理部長を証人として申請するにいたっては、悪あがきも芸のない話です。

裁判長は年内との意向を示しましたが、市教委側の都合で、一月一五日までに現管理部長の陳述書を提出させ、証人としての採否の判断資料とするようです。次回公判は一月二四日の午後一時一五分からと日程を決めました。

私たちは、深沢・河村先生の懲戒事案について、処分当時の組合執行委員でその前後の支部執行委員も経験された吉村先生を証人に立て、当時の労使慣行や市教委との交渉経過について新たに証言していく予定です。

当日は大阪高裁に、兵高教の組合員を中心に多数の支援者の皆様による傍聴をいただき、大変有難うございました。紙面を借りてお礼を申し上げます。(次ページへ続く)

も／く／じ

市芦救援会ホームページ <http://homepage1.nifty.com/i-kyuenkai/>
Eメールアドレス i-kyuenkai@nifty.com

4〜5年で市芦高へ帰す予定だった？!・・・・・・救援会事務局・・・・1
阪神・淡路大震災は神戸地裁判決をも転覆させる？!・・・・公判傍聴記・・・・2
転任処分事件：準備書面（市教委への反論）・・・・・・弁護団・・・・3
懲戒処分事件：準備書面（一）（被処分者側主張）・・・・・・弁護団・・・・5
夜間定時制を守る闘い：署名1万2千名を越える・・・・・・10
尼崎市に、「子どもの本人申請」による奨学金制度を確立させよう・・・・12
大阪高裁第3回控訴審、結審か！1月24日1：15 別館45号法廷

懲戒処分事案、理路整然と反撃

懲戒処分基礎となる勤務時間の割り振りの不存在、勤務時間の割り振りは交渉事項であること、組合支部執行委員会への参加や出張の方法についての慣行の

また、同時に争われている懲戒処分事案でも、私たちの代理人弁護士から、証拠に基づいた理路整然とした詳細な反論の準備書面が提出されている。(F生)

その轍をまた踏もうとしている。大阪高裁において再び阪神淡路大震災を持ち出し、「長期にわたる配転が不当労働行為と誤認されているが、当初四、五年で帰す予定であったものが、阪神淡路大震災のために計画的に帰すことが出来ず配転が長期にわたっているに過ぎず、不当労働行為ではない」と主張し始めた。その言い訳をさせるために就任二年目の木戸現管理部長を証人申請した。阪神淡路大震災は神戸地裁判決をも転覆させてくれると思っているのだろうか。芦屋市教委は大阪高裁をなめきっている。裁判所は芦屋市公平委員会とは違うのだ。

長期配転の言い訳さえすれば不当労働行為が覆ると考えている芦屋市教委の安易な書面は、私たちの代理人弁護士によって一蹴されている。



大阪高裁第2回
控訴審について
の分析と解説を
聞く支援者

存在、慣行に関する変更手続きが事前になされていなかったこと、他の職員も慣行によって出張したり支部執行委員会へ参加していたこと、にもかかわらず河村委員長・深沢書記長にのみ処分がなされていること、支部参加については交渉中であつたこと、注意文書の内容は「支部参加」に限定されていたにもかかわらず

「出張」も処分対象とされていること、原審配転事件において芦屋市教委の不当労働行為が認定されていること等、私たちの準備書面では詳細な事実整理がなされている。その上で、本件懲戒処分は、支部参加や出張を口実とした不当労働行為のための処分であるから取り消されなければならないと明解な主張が展開されている。(O生)

平成十一年(行コ)第一五号
転任処分取消請求控訴事件
準備書面

(控訴人の準備書面二に対する反論)

一 控訴人は右準備書面において、原判決における転任処分に関する認定について総括的に非難する。しかしながら、そこで述べられている事実は、いづれも既に原審において主張してきた内容の繰り返しであり、被控訴人において既に十分反論を尽くしてきた点である。そして、原判決において全て正当に認定されてきたところである。控訴人の右「主張」は、表現上は原判決に対する非難という形をとっているが、その内容は、極めて粗雑に、原審

さて、市芦高校をとりまく情勢が以前にもまして緊迫してきております。一九九九年二月に芦屋市の財政当局が財政再建計画策定にあたり「市芦高校の存廃も含めて検討」と北村市政の本音を先走って新聞発表したことがありました。それに対しての抗議と説明を求めた組合に対して、市教委は「廃校など考えていない。いかに充実、発展させるかが課題だ」と言っていました。しかし、二〇〇〇年三月の県立高校の「第一次高校改革案」が発表されたのを利用して、市教委は一〇月に芦屋市学校教育審議会を発足させました。市教委はこの審議会に「今後の高等学校教育の在り方について、一、芦屋市立芦屋高等学校の在り方について、二、芦屋学区の通学区の見直しについて」を諮問し、二〇〇一年三月末を目途に答申を出させるといふものです。学区制と連動させながら、市芦高の廃校路線を軌道に乗せようとする意図を隠し持った諮問だと言えます。過去二回の学教審への諮問と答申が、今、現に苦闘する子どもたちや学校現場に対する一片の共感や顧慮を示すことのない代物であり、「松本教育改革」の無惨を取り繕う化粧に過ぎなかったことは、明らかです。「松本教育改革」のあからさまな失敗を、ついには廃校で覆い隠そうとしているのです。

一五名の審議委員の人選に加えて、会長に青雲高校弾圧の中心的人物であつた元兵庫県教育長の井野辰男を起用していることに、「市芦高校廃校を目論む」市教委の意図が見え隠れします。拙速な審議で結論をでっち上げようとする審議会の悪行は許せません。

私たちは兵庫県教委による定時制高校つぶしと連動した芦屋市教委の市芦つぶしに断固反対し、「せめて高校だけは」という親、子どもの教育権を守る闘いを続けていきます。裁判闘争と併せて、より一層のご支援をよろしくお願い致します。

(救援会事務局)

【公判傍聴記】
立証趣旨の不明な証拠を提出し、長期配転の言い訳ばかりを主張

芦屋市教委はまたもや公判期日の前日になつて準備書面と書証を提出しました。「各教科について教員の異動はあつたが、被配転者についてはそれぞれの事情があつて学校へ戻すことが出来なかった」「阪神淡路大震災のため通常の人事が実施不可能であつた」「行財政改革が必要であつた」「教育改革のために講師を入れなければならなかった」「配転先

で重要な位置にあつたので異動できなかった」「一県市一対一交流のため、転出は新人で埋めた」等々、有りとあらゆる言い訳を並べ立てています。

それらを立証する為の証拠ということだろう、市芦教科教員一覧表、市芦生徒数の推移、芦屋市行政改革大綱、芦屋市行財政改革推進要項、芦屋市学校教育審議会答申など大量の書証(といつてもかさ高いだけで無内容)が出されている。しかし、被配転者を市芦へ戻さなかつた言い訳を重ねれば重ねるほど、戻す機会が何度もあつたにもかかわらず戻さなかつたことを印象づける結果になっている。(T生)

阪神淡路大震災は神戸地裁判決をも転覆させる?

控訴人芦屋市教委は、阪神淡路大震災を持ち出せば何もかもがまかり通ると思つてゐるのだろうか。

芦屋市(北村市長)が、大震災を地上げ屋のごとく利用し尽くして、住民から土地を召し上げ、生き残つた建物もぶちこわして、道路行政を住民の反対を押し切つて推進し、現在市財政は借金まみれになつてゐることはすでに知られてゐる通りである。

四月に分会の役員が挨拶に来た際、組合の団体交渉以外で職場を離れる場合は年休届を出すよう通告し、昭和六一年九月一日からは、勤務時間を記載した文書を職員室に掲示した」と判示する(原判決一八四頁)。

2、右判示の根拠は前田校長の証言のみであるが、そもそも同人の公平委員会における証言は被控訴人に迎合的、保身的(証言した当時同人は被控訴人の指導部長であった)であり、且つ控訴人らに対し敵対的であり、全体としても信憑性の乏しいものであった。そのような同人の「ストライキの際」であるとか、「教育実習生が来校した際」であるとか極めて例外的な場面についての証言は到底信憑できない。

ところが原判決は右前田校長の証言のみを取り上げて前記判示をしているのであり、説得力に欠けるとの批判を免れない。

勤務時間の割振りを行ったというのであれば、前田校長が証言するような曖昧な形ではなく、より明確な方法がとられていて然るべきであろう。

同人が初めて勤務時間の割振りを職員に通告したのは一九八六年(昭

和六一年)九月一日の職員会議の席であり(甲八八)、それ故支部執行委員会に出席したとされる教員に対する賃金カットも同日以降しかなされていらない(一乙A二八、三三、三四頁)。

3、被控訴人の主張が正しいのであれば一九八六年(昭和六一年)三月三十一日以前、あるいは同年四月一日に勤務時間の割振りがなされていたのであれば芦屋市が毎年作成する「給与・勤務条件の手引き」(甲二二二の一ないし五参照)に当然記載されている筈である。

参考のため芦屋市総務部人事課作成にかかる平成一一年度(一九九九年)の「給与・勤務条件の手引き」(甲三九七)を提出するが、右手引きには芦屋市の職員に関する給与、手当、勤務時間等の勤務条件、社会保険等が掲載されており、毎年一回発行される。この中には勿論市芦高校教員、職員を含む被控訴人職員についての勤務条件についても定められている。例えば同号証一〇三頁には、被控訴人職員の勤務時間が施設別に掲載されており、「市芦高校、教育職」も独自の欄に明示されている。

同じように一九八七年(昭和六二

年)度の手引き(甲二二二の一)の八七頁(同号証の二)には「市芦高校、教育職」の勤務時間が明示されている。

ところが一九八五年(昭和六〇年)度と一九八六年(昭和六一年)度の各手引き一甲二二二の一ないし四)には、市芦高校教員職員の勤務時間についての記載が欠落している。右事実は、本件で問題となっている一九八五年度と一九八六年度においては勤務時間の割振りが存在していなかったことを裏付けるものである。

原判決はこの点について全く言及しておらず、極めて不当である。

二、支部執行委員会出席についての団体交渉について

1、原判決は、

「支部執行委員会への出席は・被告(被控訴人)がこれを交渉事項として提示するとはにわかに考え難い(一九一頁)旨判示する。

しかし右判示は団体交渉の実態を無視したものであり、明らかな誤りである。

原判決は、勤務時間中の支部執行委員会への出席が職務専念義務及び市教育服務規則に反し違法であるこ

における自らの主張を繰り返したものに過ぎず、改めての反論は不要と断言しない。

二 唯一控訴人が従前の主張に加えた内容は、「平成七年一月一七日の阪神淡路大震災の発生により、当初予定していた人事異動方針の変更を余儀なくされ、…被控訴人らの市芦高校への復帰が当初の予定より遅れざるを得なくなったというのが当初意図した人事交流が遅れたことの真相なのである。」という点である。

正に厚顔無恥と言う他ない。市民に対し責任を負うべき行政機関としてのまともな主張とは到底考えられない。

控訴人の主張からすれば、まず前提として「当初予定していた人事異動方針」なるものがあつた、というのである。しかも、それは「被控訴人らの市芦高校への復帰」という予定が含まれていた、というのである。このような主張が今に至るまでどこでされたのであろうか。これまで、控訴人は、被控訴人らを市芦高校から放逐することを正当化するためだけに、「人事交流」の必要性を強調してきた。本件転任処分から既に一年以上が経過している。これまで芦屋市公平委員会を含め、控訴人が本件転任処分を正当化するための主張の機会には数えられないほ

ど存在した。しかし、今に至るまで控訴人が、本件転任処分後の経過をもつて、「人事交流」という論点に関する主張をしたことは一度たりともない。

控訴人が「人事交流の必要性」と主張し、その後の約一五年間の経過について全く触れなかったのは、正に、ただ本件処分を何とか正当化するためだけの牽強附会の論でしかなかったことを如実に示すものであつた。しかも、被控訴人らはこれまで、本件処分後の経過を指摘して、本件処分がただ被控訴人らを市芦高校から排除することを目的としたものであり、「人事交流の必要性」などは口実に過ぎない、と度々指摘してきたにもかかわらず、控訴人はこれまで今回のような主張は全くなしてこなかったのである。

そして控訴人は、「被控訴人らを市芦高校に復帰させることが遅れたのは、阪神淡路大震災の発生に原因がある。」と主張するに至つた。ここに至れば既にまともな主張とは程遠い。大震災の発生は本件処分から約一〇年後である。そして本件審理も当然震災をまたいでいる。右の如き主張が何故今になってなされるに至つたのか、まずこの点から控訴人は釈明すべきであろう。「震災」を持ち出せば多少のことは許される、という時期は遙か過去に

過ぎ去っている。

三 本件で問題とされているのは、「行政処分」である。本来はもつとまともな根拠が示され、それなりの重みを持つものである。しかしながら、本件における控訴人の主張は、正に言い逃れのなその場限りの姑息な主張に終始している、と言わざるを得ない。右準備書面の記載内容はその典型と言ひ得る。

速やかな裁判所の判断を求めるものである。

以上

平成一一年(行コ)第一六号
懲戒処分取消請求控訴事件
準備書面一

一、勤務時間の割振りがなされていなかったことについて

1、原判決は、

「前田校長は、右の勤務時間の割振りについて、分会のストライキの予告があつた際には分会役員に対し、教育実習生が来校した際には当該実習生とともに指導教員に対し、勤務時間について確認していたほか、昭和六〇年四月及び昭和六一年

とは明らかである」との前提に立っているため、現実には交渉事項とされている事実を看過もしくは敢えて無視したのである。

2、支部執行委員会への出席の件が、当時被控訴人と組合との間で交渉継続中であつたことは原審において詳細に主張、立証したところである。原判決は「・・・被告（被控訴人）がこれを交渉事項として提示する（ことを）・・・裏付けるに足りる証拠はない・・・」などと乱暴な認定をしているが、控訴人らの詳細な立証を否定するのであれば、その具体的な根拠を示すべきである。

控訴人らは右団交については、次のとおり主張、立証している（深澤本人調書二八〇三頁）。

一九八五年（昭和六〇年）一月三日（乙A五七、三二〇三三頁）

五月八日

（同三四〇三六頁。甲九〇）

一九八六年（昭和六一年）六月九日（乙A五五、一一〇一二頁。甲二三〇）

3、そもそも賃金や勤務時間は最も重要な労働条件の一つなのであるから、組合と被控訴人間の交渉事項であることは当然である。ことに勤務時間の割振りを新たに定めたり、支

部執行委員会への出席方法を従前と異つた方法に変更したりすることは組合員の労働条件に大きな影響を与えることであるから労使間で十分協議が尽されなければならない。

この点については、新たに提出する甲第三九八ないし第四〇〇号証から明らかである。これらの書面は本件と直接関係するものではなく、一九九三年（平成五年）と一九九七年（平成七年）の組合と被控訴人間でやりとりされた書面であるが、両者の間で勤務時間の割振り等が交渉の議題とされていることが分る。

三、支部執行委員会出席以外の無断職場離脱について

1、被控訴人による控訴人兩名に対する本件懲戒処分が、もともと兩名の支部執行委員会への出席に対してなされたものであることは記録上明らかである。

ところが原審において、控訴人らが、支部執行委員会に出席していなかった日のあることは主張、立証し、被控訴人の事実誤認があると指摘したところ、原判決は「支部執行委員会へ出席していなかったとしても無断職場離脱であるから、懲戒処分の対象とされてもやむを得ない」

る良い機会ともなるのである。

「奨学金申請は教員の職務に非ず」という原判決の教育に対する無知、無理解と想像力の欠如については言葉を失う。

実際に控訴人ら教員の努力、出張によってなされた申請手続きによつて生徒は奨学金を取得でき、市芦高校で学び続けることができたのである。このような奨学金申請に対する教員の関与は長年にわたつて行われてきたことであるし、一九八六年（昭和六一年）五月、田辺教諭や控訴人深澤の奨学金申請に関してなされた出張に対しては出張旅費が支払われており、正当な職務であることに疑問の余地はない（甲一五の一、同九三の三。乙A五四、一〇〇一六頁）。

原判決はこれらの点を如何に説明するのであろうか。

四、出張手続についての原判決の誤りについて

1、市教委服務規則には、出張する場合にとるべき手続が定められていることは間違いない。

しかし繰返し述べるとおり問題は、勤務時間についてと同様、現実の運用はどのようになされていたか

と判示して被控訴人の本件処分を追認してしまつた。驚くべき乱暴な論理といわざるを得ない。

2、勤務時間中に外出する場合、事前に届出をするような厳格な手続きがとられていなかったことは詳細に立証したとおりである（乙A五五、一九〇三三頁）。

控訴人河村が企業訪問をしたり、宿題調査の後、自宅研修に入っていることや、控訴人深澤が奨学生の奨学金申請のために尼崎市教育委員会へ行ったこと、障害生の校外指導の下見に王子動物園に行ったこと、障害生の校外授業へ行ったこと、宿題調査の後、自宅研修をしたこと等は、支部執行委員会へ出席した問題とは事情を全く異にする。

ところが原判決は、これらを区別することなく判断しているのである。

3、しかも原判決は、「奨学金支給申請は、本来当該奨学生の親権者が行うもので、市芦高の奨学金に関する職務とは言い難い」と判示するが、奨学金支給申請手続きがどのようになされていたかを全く理解しない誤つた認定である。

芦屋市の奨学金の場合であっても教員が関与して手続きがなされてい

である。

2、被控訴人の控訴人深澤に対する注意文書（乙七の一ないし六）から明らかとなり、被控訴人が当時問題にしていたのは支部執行委員会への参加についてのみである。右文書に引用されている被控訴人事務局等職員の服務規則（乙八）の条文は第三条と第八条のみであつて、出張の手続に関する第一〇条は引用されていない。

また右服務規則第一〇条に違反するとした注意文書を受取つたり、同条違反を理由として懲戒処分を受けた教員は存在しない。

控訴人深澤の一九八六年（昭和六一年）四月、五月の出張、田辺教諭の同年四月ないし六月の出張、山中教諭の同年七月、八月の出張は、当時の慣例であつたとおりいずれも事後申請のみなされているが全く問題なく承認されている（甲一五、一六、九三）。

3、同年七月の控訴人深澤の出張については突然不承認とされているが、それまでは従前の慣例どおりの出張が認められていた（乙A五四、一八〇一九頁）。

右出張不承認については、同年九月一日職員会議において全職員が、

通常、学校が申請書を一括して当該市教委から取寄せ、担任と奨学金係の教員が奨学金について説明、指導を行った上で、右書面作成の指導も行う。さらに担任教諭が校長名の奨学生推薦調書を作成し、校長から校長印の捺印を得て、申請締め切り日迄に全校の奨学金申請者の書類をとりまとめた上で各市教委へ提出する。

このように奨学金申請者への奨学金取得指導は、生徒達の学習条件を整備し、学習権を保障するために行われるものであり、市芦高校の重要な教育活動の一部であつた。また生徒にとつても親の経歴、経済状況を知るにより、家族に対する理解を深め、家族の絆を強めることができし、さらに自らの生き方を考え

また同年同月一二日には組合が前田校長に抗議したため、同校長は初めて「無断での離校は禁止されています」との書面を掲示し、事前の届出のない出張は認められない旨意思表示とした(甲八八。乙A五四、二四〇二五頁)。

4、以上詳述したところから明らかとなり、本件処分がなされた当時出張するについては厳格な手続きはとられていなかったし、被控訴人や前田校長が問題にしていたことはなかったものである。

よって控訴人河村の企業訪問、控訴人深澤の尼崎市教委への出張、校外学習のための出張は無断職場離脱と評価することはできない。また控訴人両名が宿題考査の後自宅研修をした件についても当時の勤務時間の弾力的運用の実態からみれば同じように無断職場離脱とはいえない。

五、懲戒処分は平等に行われるべきことについて

1、懲戒を行うに際しては、職員個人を平等に取り扱うべきであり、差別的処分をしてはならないことは、控訴理由書に述べたとおりである。

2、当時控訴人両名と同じようなやり方で支部執行委員会に出席していた

六、結論

1、控訴人両名の支部執行委員会への出席や事前の届出をしない出張等に全く問題がなかったとはいえないとしても、当時このようなやり方はごくあたりまえに行われていたことであり、控訴人両名のみを処分の対象とすることは許されない。ことに支部執行委員会への出席問題は、被控訴人が「悪しき慣行」として是正しようとしていたとはいえ組合との間で協議が継続されていたものであるし、少くとも組合員らは継続審議中であると全員が認識し、控訴人両名は組合の判断に従って出席していたのである。

勤務時間の弾力的運用も学校現場における教育の特殊性を考慮すればやむを得ないものである。しかも仮りにそのような運用に問題があるとしても、当時は格別問題にされるこ

とはなかったものであり、この点についても他の同僚教員らと全く同じように行動していた控訴人両名のみを指導することは許されない。責任が問われるなら同じ行動をとった他の教員も同じように処分されなければならぬことになる。

2、しかも前述したとおり、当初被控訴人は支部執行委員会への出席のみを問題にしていたのであるが、原判決は被控訴人の事実誤認を救済するかのようには控訴人両名の出張等を無断職場離脱として断罪してしまつた。原判決は被控訴人の事実誤認をこそ是正すべきであつたのであり、本末転倒といわなければならない。

3、仮りに何らかの処分が避けられなかったとしても、控訴人深澤は被控訴人の再三にわたる注意を無視したことはなく、一九八六年(昭和六一年)六月一〇日以降については支部執行委員会への出席はとりやめていた(乙A五四、八〇一〇頁)。

また控訴人両名は組合の方針に従って行動していたこと、特に反抗的態度を示したことはないこと、他の教員らが処分されていないこと等を考慮すれば、口頭訓告、文書訓告、戒告等で十分であつた。これらの処分を無視してさらに違反行為があつた

た場合は次の重い処分をすれば足りる筈である。

4、不当労働行為については原審で詳細に立証を尽くしており、原判決も、「甲請求」(転任処分)について不当労働行為であることを明確に判示しているので敢えて繰り返さない。

原判決の問題点は控訴理由書、第七項で指摘したとおりである。

控訴人両名の行動に問題があつたとしても、それは教員全体の問題であり、組合の問題である。にもかかわらず控訴人両名のみを処分したのは、両名が組合の中心であり、最も重要且つ影響力の大きい活動家であつたからに他ならない。

よって被控訴人の意図は、懲戒処分の方策として、組合の弾圧することにあつたことは明らかである。

5、また明確な不当労働行為といえないとしても、前述した各事情を総合的に判断するならば、本件懲戒処分は社会的相当性を著しく欠いており、取り消されなければならない。

以上



【神戸の夜間高校を守る会ニュースより】

夜間高校の存続を求める署名

1万2千名を超える

怒りの声を神戸市・県へぶつけよう!

一月二三日に開かれた「守る会」の二回目の集会には六〇名を超える参加者が集まり、来年度募集停止(廃校)とされた県立東神戸高校・尼崎南高校など参加者から「定時制をつぶすな!」と怒り

の声が次々に寄せられました。

またこの間、神戸市の工業高校の統廃合計画に対して、定時制の現場の人々が立ち上がり反対の声を上げ始めています。

一月二四日、長田工業高校では、教職員一同とPTA会長・同窓会会長の連名で「工業高校再編案に長田工業高校(定時制課程)を組み込むことに対する」撤回要請文を市教委に提出しました。御影工業高校の定時制の職員からも、今回の計画に対し強い不満の声が出てきています。

これまでに、三宮や神戸など各地での街頭署名活動や、友人や知り合いを訪ねて集めた署名が一万二千名に達しました。ご協力いただいた皆さんには本当に有難うございました。これらの人々の「怒りの声」を集結して、神戸市教委や県教委に対してぶつけていきます。

私達の「かげがない学校」を奪つな! 第二回集会開かれる

一月二三日、正午からの三宮での署名活動に引き続き、午後二時から「夜間高校をつぶすな!」第二回集会が神戸市勤労会館四〇三・四〇四号室で開かれました。

先生達との出会いがあつて今の俺がいる

阪本会長は、結成後これまでの「守る会」の活動を報告した後、自分の現在の心境を次のように語りました。

「私は御影工業の卒業生。ここに来てM先生やK先生と出会わなかったらここにいなかったと思う。先生らと出会い、生徒会活動に引っぱり込まれ、働き出してからはその職場で組合を作り、そのためクビになり、裁判も闘ってきました。そのために嫁さんや子供から恨まれたこともある。だから先生らのことを恨んだこともある。でもそんな出会いがなければ今ここには立っていないかつた訳で、そんな出会いの場である夜間高校はやっぱり必要なんです。頑張りましょう！」

夜間中学も何度が潰れそうになった兵庫中学北分校（夜間中学）の教員である草京子さんは、「現在、神戸市に二つの夜間中学があるが、これまで何度か潰されそうになった。そこに通う人たちの多くは在日一世のおばあちゃん、中国帰国者の家族、それに新渡日の家族。働いている人は、職場から学校に来るまで、仕事で汚れた衣服のままでは来れない。

集会決議

「もうこれ以上、夜間定時制高校をつぶして欲しくない」「なぜ行政の勝手です定時制がなくならんあかんねん」

「定時制に通っている生徒の事をどこまで理解しているんや」「定時制の卒業生から簡単に母校を奪うな」

こんな怒りが結集されて、この会は結成されました。そして今日で、はや四ヶ月が過ぎようとしています。

この間、神戸市教委への申し入れ、長田工業、御影工業の各校長へ申し入れを行いました。市教委は、「少数の通えない生徒が出てくるのは仕方ない」と居直りました。長田工業校長は「通えなくなる生徒がいたとしたら、その生徒に頭を下げて謝るしかありません」、御影工業校長は「新しい校舎・施設で学べるのだから、少々不便はしんぼうしな

くては」と、教育委員会が示した計画を推進する発言をしており、そこに生徒の姿は見えませんでした。

シャワーも浴びたいし、着替えもしたい。そんな人たちにとって、5分、10分はかけがえの無い時間。色々な生徒が集まる場所が定時制だ。それを統合して一つにまとめることはどうしても無理がある。教育の狭間にいる人たちを丁寧に受け入れる高校として夜間は必要です」と訴えました。

震災後開局した「FMわいわい神戸」のアナウンサーで、楠高校の識字教室を手伝っているチョン・ミヨさんは在日二世。

「夜間高校には多くの一世のオモニ達が生んでいて。教育を受ける機会を奪われてきた彼女達は、町を歩いていても字が読めない。戦後五年たつて子育てからも解放された彼女たちが一番に思うことが、字を習いたいということ。エンピツが持てないという感覚、分りますか？そんな人に向かつて役所はその窓口で『何で書かれへんねん』という言葉をぶつけるんですよ。エンピツを握ったことの無い人は、その力の入れ具合も分らない、だからマルが書けない、線も引けない。日本語を勉強したいと願って来ている、そんな人から学校を奪ったアカン。私も放送を通して今度の問題訴えていきます。」

夜間定時制高校の置かれている実情を広く訴えるため、長田・三宮・姫路・尼崎・ハーバーランドで、署名活動と情宣活動を行いました。そして今日までに一万名を超える署名が集まりました。何の組織もない地道な活動で、それもたつた二か月の間に集められた事から考えると、その反響は大きなものでした。また、市民の方々から「ガンバッテ下さい。」など暖かい、励まし声を多くかけていただきました。

現状は、中学の卒業生の数が減っているにもかかわらず、定時制高校への入学生の数は増えてきています。夜間中学の卒業生がさらに学習の場を求めて入学してきています。全日制の高校では受け入れてもらえなかった不登校の生徒や障害を持つ生徒も多く入学してきています。今日の集会でも夜間定時制高校で「生き、生かされた」話を聞く事ができました。このように夜間定時制高校を必要としている人はまだまだたくさんいます。

しかし、行政は定時制での暖かみで奥の深い教育活動を理解せず、経済効率を優先させ、夜間定時制高校の統廃合をさらに推し進めようとしています。夜間定時制高校で人生を育んだわれわれは、この計画を許しません。今日この集会に参加されたみなさん

気をゆるめたらアカン

ベトナム難民生徒のサン・ビン・ホーさんは、渡日後、今日、日本語がどうにか分るようになったのは、夜間中学と夜間高校のおかげ、後に続く人のためにもなくさないで、と元氣よく呼びかけました。

また、「城内高校の存続を求める会」山中会長は、尼崎南の募集停止撤回を求めた県教委交渉の中での、県教委の発言を紹介しました。

「県は、来年できる香風高校（単位制）のことを自慢げに話すが、そこに通える生徒が出てくることを指摘すると、100%は無理です、と言って逃げる。全ての子供が高校に通う権利がある。募集停止になった学校の悔しさを忘れず、気をゆるめんと取り組もう」と連帯の挨拶をしました。

尼崎南高校教員の山崎さんは、十一月二日に新聞発表のあった来年度クラス数に触れ、「神戸新聞には尼崎南募集ゼロ、朝日には校名も載っていないかつた」と紹介し、口惜しさから思わず声を詰まらせる場面もありました。

最後に「集会決議」を読み上げ、今後の活動予定を決めて会は終了しました。

と、「夜間定時制高校を守りつづけるぞ」と強い怒りをこめて、決意します。そして、この思いをもっと広め、行政の勝手にさせないような取り組みをしていきます。この取り組みは、まだ始まったばかりです。みなさんと力を合わせ、われわれが愛する夜間定時制高校をどこまでも守りつづけます。

以上決議します。

二〇〇〇年十一月二三日

神戸の夜間高校を守る会 第二回集会

尼崎市に、「本人申請」による奨学金制度を確立させよう！

二〇〇〇年二月七日、尼崎市役所（尼崎市教育委員会）前の公園に、約二〇〇人が集まって要請行動が行われた。園田学園の教師・生徒・卒業生を中心にこの取り組みは長年にわたって継続されている。特にこの三年間は、本人申請の申請書を提出し続けた一人の生徒を軸に取り組みが進められてきた。受給資格を満たしているにもかかわらず、保護者申請でないという理由だけで落とされ続けてきた。

その生徒の卒業を目の前にして一定の

区切りをつけようと、学校としての要請書を提出して尼崎市教委と交渉が行われ、その実現のための集会在持たれた。私たちの市芦高においても、奨学生生活動は教育活動の一環として重要な位置を占めてきた。「金だけを受け取らせるな。奨学金は施しではない。親の労働史、本人を含む家族の生活史を同時に受け取らせなければ奨学金に魂は入らぬ」として、一九八六年からの悪質な「教育改革」によって崩壊させられるまでは、奨学金の取り組みを進めてきた。その間、日本育英会奨学金闘争など、園田の先生方とはもう二〇年を越えるつきあい

尼崎市での「子どもの本人申請」を実現する集会



「本人申請を認める」のシユプレヒコール

になる。市芦高の組合員も、この日は最大の動員で集会に参加した。とにかく寒かった。三〇分という短い集会ではあったが、寒さの中、園田の教師、卒業生は熱い語り口で決意を語っていた。

集会決議

日本国憲法第二六条や教育基本法第三条には「教育を受ける権利」「教育の機会均等」が謳われています。条文には「すべて国民は・・・経済的理由によつて就学困難な者に対して奨学の方法を講じなければならぬ」と記されています。これは教育を受ける者、すなわち親（保護者）ではなく、教育を受けようとする者（子ども本人）の有する権利として述べられたものです。

尼崎市を除く阪神間の他市・町、日本育英会の奨学金制度はすべて「申請者は子ども本人」なのです。

「奨学金」とは、単に「お金」を受給するということだけにとどまらず、「奨学金の申請」を通して自分自身の生活を見つめ、学校生活の目標を確立していく取り組みに教育的な意義があります。すなわち、子どもが、生活の現実に向き、自分自身の生活を点検することによって、自分を見つけていく活動が「奨学金の申請」ととらえることができます。

何度も何度も悩みながら書きます。担任は全員の家庭を訪問し、子どもや家族の生活を詳しく知ります。担任は、それぞれの子どもたちをどのように見て、励ましていくのかという決意を副申書に表します。

教師と子どもがいつしよに「奨学金」の申請にとりくむことによって、子どもたちは自分のことを見つめ、生き方を見つけていく活動を始めます。「自分で申請して自分で取れば自分に自信がつく」と。

わたしたちは、「尼崎就学援助金制度」においても他市・町、日本育英会などの奨学金制度と同様に、「申請者は子ども本人」としてほしいのです。保護者が申請者であるかぎり、教育的な意義はみつきりません。

わたしたちは、尼崎市教育委員会に「尼崎市修学援助金制度」において、教育を受ける主体である「子ども」が申請者となることについて、強く要求します。

以上決議します。

二〇〇〇年十二月七日
尼崎市修学援助金制度で
「子どもの本人申請」を
実現させる集会